


環境省・オフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会 御中  
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成23年8月17日

### 温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名				
新潟市木質ペレット使用による J-VER プロジェクト 石油の里から木質エネルギーの里へ代替プロジェクト				
【依頼者】 プロジェクト代表事業者				
事業者名(フリガナ)	合同会社木質ペレット推進協議会 (ゴウドウガイシャモクシツペレットスイシンキョウギカイ)			
住所	新潟県新潟市秋葉区東島 316 番地 2			
代表者氏名	古川 正司	代表者役職		理事長
担当者氏名	佐藤 靖也	担当者 所属部署・役職		事務局長
担当者 E-mail	mail@woodpellet.jp	担当者電話番号	0250-47-3580	
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者				
プロジェクト事業者名	新潟県内園芸/野菜/果樹園農家・公共施設・一般家庭・事業所			
プロジェクト参加者名	あきは木質バイオマス21地域協議会 新潟市 新潟エコエネルギー株式会社			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者				
事業者名(フリガナ)	合同会社木質ペレット推進協議会			
	以下のうち当てはまる項目に☑ ☑ 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。			
妥当性確認・検証機関				
妥当性確認機関名	気候変動対策認証センター 事務局			
検証機関名	SGS ジャパン株式会社			

プロジェクト情報																	
プロジェクト登録番号 (4ケタ)	0026																
プロジェクト登録日	2010年3月29日																
プロジェクト概要 <sup>1</sup>	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】 かつて石油の産出日本一であったにいつ丘陵および隣接する県内市町村における森林整備の実施による間伐材と工事や造園等で排出される支障木(自然木)を原料とする木質ペレットを化石燃料の代替として新エネルギーとして産出する。新潟県内園芸/野菜/果樹園農家・公共施設・一般家庭・事業所における化石燃料を用いたストーブ・加温機に代替することにより、CO2削減を狙う。</p> <p>【適格性基準との整合性】</p> <p>(1) 本プロジェクトは化石燃料暖房器から木質ペレットストーブ・加温機への転換である。</p> <p>(2) ペレットの原料が未利用の間伐材であることは、原料供給元である森林組合からの未利用証明書および当協議会受託の「未利用資源活用促進事業」において確認している。また、支障木(自然木)については、産業廃棄物処理委託基本契約書・産業廃棄物管理票の確認により、「特定建設資材廃棄物(建設廃材)」の混入はない。</p> <p>(3) 参加者に対して広告やセミナー等をつうじて、本プロジェクトの理解を頂き、参加意思確認としての「参加申込書」のアンケートから代替化石燃料の把握している。</p> <p>【法令遵守状況】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1.大気汚染防止法</td> <td>該当せず</td> </tr> <tr> <td>2.水質汚濁防止法</td> <td>該当せず</td> </tr> <tr> <td>3.騒音規制法</td> <td>該当せず</td> </tr> <tr> <td>4.振動規制法</td> <td>該当せず</td> </tr> <tr> <td>5.景観防止法</td> <td>該当せず</td> </tr> <tr> <td>6.廃棄物の処理及び清掃に関する法律</td> <td>該当せず</td> </tr> <tr> <td>7.環境影響評価法</td> <td>該当せず</td> </tr> <tr> <td>8.建築基準法</td> <td>該当せず</td> </tr> </tbody> </table> <p>ペレット燃焼灰についても、適切な処理が確認された。</p> <p>【採用技術】</p> <p>(1) ペレットストーブ・家庭・事業所用、温室用</p>	1.大気汚染防止法	該当せず	2.水質汚濁防止法	該当せず	3.騒音規制法	該当せず	4.振動規制法	該当せず	5.景観防止法	該当せず	6.廃棄物の処理及び清掃に関する法律	該当せず	7.環境影響評価法	該当せず	8.建築基準法	該当せず
1.大気汚染防止法	該当せず																
2.水質汚濁防止法	該当せず																
3.騒音規制法	該当せず																
4.振動規制法	該当せず																
5.景観防止法	該当せず																
6.廃棄物の処理及び清掃に関する法律	該当せず																
7.環境影響評価法	該当せず																
8.建築基準法	該当せず																

<sup>1</sup> プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC体制等に関する内容を3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

(2) ペレット製造関連設備・・・一時破碎機、二次破碎機、乾燥機など

【モニタリング方法】

ペレットストーブメーカーの顧客を中心にプロジェクト概要の広告などで説明し、参加を募集。参加申込書内のアンケートから現在使用中のペレットストーブ機種、代替燃料種類を把握した。参加者のペレット購入量をペレット製造工場、ペレット販売店からの請求書・領収書をもとに把握した。製造工程にかかる CO2 排出量については、ペレット製造工場における電気・軽油使用量、ペレットの生産量、ペレットの販売量等により確認した。

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

GHG 排出量の算定は、J-VER 方法論およびモニタリング方法ガイドラインに全て準拠して実施した。

【モニタリング体制】

外部機関・・・ ペレット単位発熱量測定

新潟エコエネルギー(株)・・・ 電力消費量、軽油消費量、ペレット製造量の測定・記録

WPPC・・・ペレット販売量(灯油、都市ガス、電気ストーブ、代替分) の測定・記録

WPPC 理事長古川正司・・・データの確認/承認

WPPC 理事 原淳一・・・モニタリング報告書の作成

WPPC 事務局長佐藤靖也・・・排出削減量算定責任者

※WPPC 理事山後春信・・・内部監査

【QA / QC 体制】

(1) 教育・訓練

① レットストーブ利用者及び利用希望者向けの参加説明会を、平成 22 年 1 月 31 日(日)、6 月 11 日(金)～12 日(土)および 11 月 23 日(火・祝)に、WPPC 木質ペレット推進協議会により実施した。

②ペレット製造工場、ペレット販売量の集計担当者、承認者に対する制度、モニタリング方法の説明を平成 22 年 1 月 15 日(金)WPPC 木質ペレット推進協議会により実施した。

(2) 情報保管

ペレット製造工場におけるデータは、製造工場で伝票の写し、集計データ(写し)を保管した。ペレット販売量のデータ(写し)と全体の実績の集計データは、WPPC でアンケート(写し)、集計データを保管した。

(3) データの確認

データ測定記録者に加え、承認者によるダブルチェックを行った。

(4) 内部監査の実施

内部監査は月に 1 度 WPPC 理事の山後春信(さいかい産業社長)が、情報の保管や、未利用資源量、製造量、販売量等のデータについて実施した。

(5) 計量器機の校正

ペレット計量器についてについて、計量法の定める方法で検定を受けた。平成

	22年3月4日付け(社)新潟県計量協会発行証明書にて検定結果を確認した。 (その他特筆すべき事項)						
モニタリング結果概要 <sup>2</sup>	<input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。 (その他特筆すべき事項)						
適用モニタリング方法 ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VÉR)制度モニタリング方法ガイドライン ( 排出削減 プロジェクト用) ver.2.4						
適用方法論	方法論番号	E-003 ver. 1.0					
	方法論名称	木質ペレットストーブの使用					
<b>モニタリング結果</b>							
モニタリング期間	2010年 4月 1日～ 2011年 2月 28日						
<方法論R001-R003のみ>							
モニタリング対象面積							
排出削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	0	0	22	0	0	22
認証依頼削減・吸収量	22t-CO2 <sup>3</sup>						

<sup>2</sup> モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

<sup>3</sup> 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名： 合同会社木質ペレット推進協議会 _____</p>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p><b>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p>類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p>理由: _____</p> <p><b>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

**【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】**

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: http://www.woodpellet.jp/web/site/index.asp

出版物（環境報告書/定期刊行物）

その他 具体的に: \_\_\_\_\_

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

**【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】**

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: \_\_\_\_\_

その他

具体的に: \_\_\_\_\_

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

**ダブルカウント防止措置責任者**（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）

事業者名	(プロジェクト代表事業者と同様)		印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
<b>備考欄</b>			

以 上